神戸海運集会所昭和２年制定、（昭和４年改訂）（昭和８年12月社団法人日本海運集会所継承印行）（昭和10年７月改訂）（昭和13年12月改訂）（昭和21年11月改訂）（昭和22年８月改訂）（昭和26年８月改訂）（昭和34年５月改訂）（昭和46年７月改訂）（昭和49年７月改訂）（平成７年３月改訂）（平成10年３月改訂）（平成24年２月改訂）

定　期　傭　船　契　約　書

船主＿＿＿（以下「船主」という）と傭船者＿＿＿（以下「傭船者」という）との間において下記及び裏面の条項に基づき傭船契約を締結する。

本契約を証するため、本書２通を作り、各自記名調印の上、互に１通を保有する。

年　　月　　日　　において

船　　主

傭　船　者

仲　介　人

第　１　条　　本契約主要の事項は次の通りである。

① 船舶表示	船名	船　丸	総トン数	トン
			純トン数	トン
	船舶番号及び信号符字		船籍港	
	資格及び船級		中間検査期日	年　月　日
	製造年月	年　月	定期検査期日	年　月　日
	夏期積載総重量トン数	トン		
	舱内載貨容積	**ベール**　立方メートル　**グレーン**　立方メートル		
	主機関の種類及び出力			
	満載航海速力	１時間約　浬	夏期満載喫水	平均　メートル
	燃料消費高	１昼夜に付 □日本上等炭 □油 約	客室	室　定員計　名
	常備燃料庫		無線電信	□有　□無
	ウインチの種類、力及び数	約	**デリック**の力及び数	約
② 航行区域				
③ 傭船開始場所	港　港間　船主任意			

SAMPLE

④ 傭船開始期日	年　月　日以降
⑤ 解約期日	年　月　日午後５時　本船が左記日時までに傭船開始の準備整頓しないときは、傭船者は、本契約を履行するも無償解除するも任意とする。
⑥ 船主の通知義務	傭船開始場所及び予定日を　日前傭船者に通知のこと
⑦ 傭船期間	傭船開始の時より向う　間、但し　日間延長、　日間短縮　傭船者任意
⑧ 傭船料	１暦月間
⑨ 傭船料支払日・場所・方法	毎　ヵ月分宛　において前払のこと
⑩ 傭船終了場所	港　港間　傭船者任意
⑪ 傭船者の通知義務	傭船終了場所及び予定日を　日前船主に通知のこと
⑫ 傭船者のオフハイヤー時間延長通知	オフハイヤー終了後　日以内（第16条参照）
⑬ 長期オフハイヤーに対する傭船者の解除通知	オフハイヤー時間が残存傭船期間の３分の１経過後　日以内（第17条参照）
⑭ 中間及び定期検査によるオフハイヤー開始及び終了場所	港　港間
⑮ 燃料残高	傭船開始及び終了の際最低　以上、最高　以下のこと
⑯ 罐水残高	傭船開始及び終了の際最低　トン以上、最高　トン以下のこと
⑰ 燃料受渡値段	傭船開始の際毎　傭船終了の際毎　の割
⑱ 罐水受渡値段	傭船開始及び終了の際毎トン　の割
⑲ 炊事用燃料値段	毎月　毎　の割　船主負担
⑳ 荷役用具に関する協定費目	
本契約特約条項	

SAMPLE

第２条　**【堪航能力】**船主は、本船が船体堅牢強固、機関完全で相当の附属品及び設備と適当の船員とを備え、安全に航海ができることを保証し、本契約期間中第１条表示の状態を保持しなければならない。

第３条　**【重量積載力】**船主は、夏期満載喫水線を超えない範囲において、本船の積載力が貨物、燃料、罐水（罐内水を除く）、飲料水、ストアー、食料品を合せて第１条表示の夏期積載総重量トン数を下らないことを保証する。もし、このトン数を積載できないときは、傭船料を按分逓減する。

第４条　**【運送用の船腹】**船主は、船員の室、船具、器具、食料品及び本船に必要な備品を容れる場所を除き、船艙、客室等一切をもって傭船者指定の運送に従事する。

２　船主又は船長は、傭船者又はその代理者の承諾を得なければ、貨物、乗客又は書状等を積入れることができない。

第５条　**【碇泊場所】**本船は、傭船者の指示に従い、桟橋その他いかなる碇泊場所においても、積荷又は揚荷を行わなければならない。但し、本船が安全に碇泊できる場所であることを要する。

第６条　**【費用の負担区分】**船主及び傭船者はそれぞれ次の費目を負担する。

【船主負担費目】船員の給料、食料、飲料水、治療看護費」船員雇入雇止手続に要する諸費用その他船員に関する諸費用」船体保険料、Ｐ・Ｉ・Ａ保険料」修繕費」本船に係る諸税金」定期消毒費用」附通船料の半額」本船に要するペイント、油類その他の消耗品」普通荷役に要するロープスリング」オフハイヤー時間中船主のために直接要した港費その他余分の費用」

【傭船者負担費目】燃料、罐水」マット、ダンネージ、甲板積木材に要するスタンションその他積荷に関する諸費用」貨物積揚に要する人夫賃、艀賃、タリー及びウインチマン費用その他貨物積揚に関する一切の費用」運送契約に係る諸税金、諸手数料、代理店料」港税、トン税、燈台料、桟橋料、曳船料、運河通航料、水先料、浮標料、領事館費（但し船員に関するものを除く）その他港則により支出を要する一切の費用」港則による本船及び積荷に対する消毒費用並びに船員に対する健康証明料」乗客に係る諸費用」税関吏その他の官公吏又は傭船者のためにする接待費及び傭船者又は荷主が乗組ませた者の給食料、治療看護費その他一切の費用」附通船料の半額」傭船者のために要する船長の上陸費、通船料及び通信費」

第７条　**【オーバータイム】**傭船者が船員をして時間外その他特別の労務に従事させたときは、船主規定によりその報酬を支給する。

第８条　**【傭船開始並びに終了】**船主又は船長が、本船の傭船開始準備整頓した旨を傭船者又はその代理者に通知したときは、傭船者は遅滞なく傭船を開始しなければならない。また傭船終了の際は、傭船者又はその代理者が、本船の傭船終了準備整頓した旨を船主又は船長に通知したときは、船主は遅滞なく本船を受取らなければならない。

２　傭船開始並びに終了は、何れも午前７時より午後５時迄の間に行うものとする。但し、当事者の合意により時間外でも本船の受渡をすることができる。

３　傭船開始並びに終了のときは、何れの場合も本船艙内を掃除し、直ちに積荷に着手しても差支ないよう準備整頓していなければならない。

４　傭船開始並びに終了の場合における本船航行資格は、その当時本船の有する資格とする。

５　前４項の規定は、中間及び定期検査のためのオフハイヤー開始並びに終了の場合にこれを準用する。

第９条　**【傭船料の計算】**傭船者は傭船開始の日時より起算し、１暦月間（傭船開始日時より翌月の応当日時迄、但し、応当日を欠くときの応当日時は翌月最終日の応当時とし、翌々月の応当日時は傭船開始の日時に還元する）につき第１条に定める通り本契約期間終了迄毎月同一の割合をもって傭船料を船主又はその代理者に支払わなければならない。但し、立替金、燃料代金その他船主の負担たるべき費用があるときは、最終の半ヵ月分に限り後払とすることができる。

２　１暦月に満たざる期間の傭船料は、その傭船料起算日時より翌月の応当日時（応当日を欠くときの応当日時は翌月最終日の応当時）迄をもって１暦月となしたる日数により日割計算とする。なお、１日未満の端数は時間割をもって計算する。

３　本船船長が各地において借入れた船用金及び立替金は傭船料と差引計算する。

４　傭船料の支払日が祭日又は日曜日に当るときは、その翌日支払うものとする。

５　第１条において高率傭船料を定めたときの高率傭船料起算時及び終了時は次の通りとする。

(イ)　高率傭船料起算時は、高率傭船区域へ向け低率傭船区域の最終港出帆の時をもってする。

(ロ)　高率傭船料終了時は、低率傭船区域最初港に到着の時をもってする。

第10条　**【傭船料支払の遅延】**傭船者が傭船料の支払をしないときは、船主は何等の催告もしないで直ちに傭船を停止するか、又は本契約を解除することができる。この場合、傭船者が損害を被ることがあっても船主はその責に任じない。

第11条　**【積荷の留置】**船主は、傭船料その他本契約により傭船者に対して生じた債権につき積荷を留置し、又はその支払を受けるため積荷を競売する

SAMPLE

ことができる。

第12条　**【船長その他の船員】**船主は、船長その他の船員をして第４条の趣旨に基きできる限り迅速に航海をさせるは勿論、本船の航海、積荷その他必要な事項に関し、傭船者の業務を極力援助させなければならない。

２　船主は、船長をして各航海の終りに甲板部及び機関部撮要日誌を傭船者又はその代理者に提出させなければならない。

３　傭船者が船長その他の船員の行為につき不満足のため交代を要求したときは、船主は直ちにその事実を取調べ、至当と認める場合は遅滞なくこれに応じなければならない。

第13条　**【船荷証券の発行その他】**傭船者は、自己又はその代理者の指示に従い、船長の為したる船荷証券（類似証券を含む）の記名調印、貨物の受渡、管理、その他本船の運送契約上必要な行為に関しては、その結果につき責任を負うものとする。

第14条　**【オフハイヤー】**船体・汽機・汽罐の掃除又は破損、衝突、座洲、座礁、火災、検査（中間及び定期検査を含む）、入渠、修繕、定期消毒、船員の雇入雇止手続、船員のストライキその他本船の事故による時間の損失に対しては、本船が原状に復し、再び業務につくまでに費した時間及び前記事由により生じた離路及び航海距離の延長に費した時間に対する傭船料及び燃料並びに罐水は船主の負担とする。但しその時間が１回12時間未満であるときは、この限りでない。

２　前項但書の規定は、中間及び定期検査及び定期消毒の場合にはこれを適用しない。

３　前払を受けた傭船料のある場合は、船主はその内のオフハイヤー時間に該当する割合の金額を遅滞なく傭船者に返還しなければならない。

４　天候不良又は貨客に関する出来事のため本船が避難又は寄港した場合、その時間はオフハイヤーとしない。

５　船体・機関又は属具に関する破損若しくは瑕疵により航海中速力が低下した場合には、そのために要した航海時間の延長に対する傭船料及び余分に消費した燃料並びに罐水代を傭船料より控除する。但し、航海時間の延長が12時間未満であるときはこの限りでない。

第15条　**【船底掃除】**本船が入渠後６ヵ月以上を経過し、第１条表示の速力を持続し得ないときは、傭船者の請求により船底掃除を行わなければならない。

２　前項の船底掃除に要した費用並びにその間に費した時間に対する傭船料、燃料及び罐水は、船主の負担とする。

第16条　**【オフハイヤー時間の延長】**傭船者は、第14条の事由によるオフハイヤー時間（但し通常の中間検査及び定期検査によるものを除く）及び前条による船底掃除に要した時間を本契約予定満期以後に延長することができる。但し、通算30日を超えるオフハイヤー時間については、その２分の１を超えて延長することはできない。

２　傭船者が前項の規定により時間の延長をしようとする場合には、その都度第１条に定める期間内に船主に通知しなければならない。

第17条　**【長期オフハイヤーによる解除】**第14条の事由によるオフハイヤー時間（但し通常の中間検査及び定期検査によるものを除く）が引続き残存傭船期間の３分の１を超えるに至ったときは、傭船者は本契約を無償解除することができる。この場合、傭船者は第１条に定める期間内に解除するか否かを船主に通知しなければならない。

第18条　**【相互免責】**官憲又はこれに類する者の抑留その他の処分、軍事行為、内乱、暴動、海賊、匪賊、船員の匪行、ストライキ、火災、衝突、座洲、座礁、沈没、投荷その他の天災不可抗力及び航海上の過失により生じた損害に対しては、当事者互にその責に任じない。

第19条　**【船主免責】**船主は、船長その他の船員の適当な注意の不足によるのほか、積荷の過不足損傷に対してその責に任じない。

２　船主は、船長その他の船員の適当な注意の不足に基因しない汽罐の破裂、シャフトの折損、船体・機関又は属具の隠れた瑕疵による傭船者の損害に対してはその責に任じない。

３　傭船者が人夫を雇入れた場合においても、作業についてはすべて船長の指図に従わなければならない。但し、船主は人夫の過失に対してその責に任じない。

第20条　**【損害の補償】**　傭船者の責に帰すべき事由により、船体又は属具に損傷が生じた場合、船主又は船長は傭船者に損害の状況を通知し、妥当と認められるものに対しては、傭船者はこれを補償しなければならない。

第21条　**【強制使用】**本船が日本国政府に強制使用されたときは、船主は本契約を無償解除することができる。但し、船主がその事実を知ったときは、遅滞なくこれを傭船者に通告しなければならない。

２　前項の強制使用が本契約期間中に解除されたときは、傭船者は本契約に従い、再び本船を使用することができるが、上記強制使用期間は本契約期間中に含まれるものとする。この場合、船主が強制使用解除の期日を知ったときは、遅滞なくこれを傭船者に通告し、傭船者は本船を使用するか否かを直ちに船主に回答しなければならない。

３　随意契約による官公署の傭船に対し、船主は傭船者の承諾なくして、これに応ずることはできない。

SAMPLE

第22条　**【貨物に関する制限】**傭船者は、本船に戦時禁制品を積入れることはできない。また船主の承諾を得なければ、本船に引火性、発火性、爆発性、有毒性その他これに類する危険物を積載することはできない。

2　傭船者は、貨物を甲板上に積載することができるが、数量及び積付については船長の指図に従うものとする。

3　傭船者は、船主の承諾を得なければ、３月１日より６月30日迄の期間、本船に貨物としてインド石炭を積載することはできない。

第23条　**【航行に関する制限】**傭船者は、戦争、変乱又は封鎖の状態にある港湾若しくは敵対行為の実行せられつつある場所へ本船を航行させることはできない。

2　傭船者は、船主の承諾を得なければ、本船を一般航海者が危険と認める時期において結氷港又は流氷区域に航行させることはできない。船体保険料の割増を要する区域の航行についてもまた同様である。

3　傭船者は、船主の承諾を得なければ本船に曳航させることはできない。

第24条　**【流行病地】**流行病による検疫又は消毒のため停船中の傭船料及びその費用は、その原因が船主又は船長の雇入れた船員の発病に係るときは船主の負担とし、また傭船者より乗組ませた者若しくは乗客の発病に係るときは、傭船者の負担とする。但し、発病の原因が本船を公認せられた流行病地に傭船者が寄港させたことに基くときは、同地発航後20日以内はその発病者が何人であっても、すべて傭船者の負担とする。

2　前項に掲げる傭船料及びその費用は、その原因が何れにあるか判明し難い場合、又は流行病地の公認が本船がその港に碇泊中或は発航後において発表された場合には、船主及び傭船者がこれを折半して負担する。

第25条　**【共同海損】**共同海損は、1994年のヨーク・アントワープ規則又はその後に改正された同規則によって処理する。

2　傭船料は共同海損を分担しない。

第26条　**【海難救助】**海難救助による収得は、船員に対する報酬、これがため費した時間に対する傭船料並びに消費した燃料その他一切の費用を控除して生じた損益額を、船主及び傭船者互に折半するものとする。但し、これに費した時間は本契約期間に算入する。

2　前項の規定は、漂流物収得の場合にこれを準用する。

第27条　**【燃料及び罐水残高】**傭船開始のとき本船の有する燃料及び罐水は、第１条に定める割合をもって傭船者が船主よりこれを買取り、また傭船終了のときは、その残高を第１条に定める割合をもって船主がこれを傭船者より買取るものとする。

第28条　**【トン税その他】**傭船開始並びに終了後本船の内外国トン税、燈台料等を利用し得る場合、これを譲受けるか否かは傭船者、船主の協定によるものとする。

第29条　**【再傭船】**傭船者は、本契約に抵触しない範囲において本船を他に再傭船することができるが、本契約上の船主に対する責任を免れることはできない。この場合、傭船者は成約後遅滞なくこれを船主に通知しなければならない。

第30条　**【本船の喪失】**本船が60日間以上行方不明となつたときは、確認された最後の存在の時をもって本契約は終了するものとし、傭船料の前払があったときは、船主は遅滞なく傭船者に精算返金しなければならない。

第31条　**【契約の本質】**本契約は、条文及び用語のいかんにかかわらず賃貸借契約ではない。

第32条　**【契約違反】**本契約に違反した者は、これによって生じた損害を相手方に賠償しなければならない。

第33条　**【仲裁】**本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、社団法人日本海運集会所（東京／神戸（**２字抹消**））に仲裁判断を依頼し、その選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

2　仲裁人の選定、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、仲裁申立て時の社団法人日本海運集会所の海事仲裁規則による。

SAMPLE